

家計急変対象者判定フローチャート

住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ですか？

※扶養親族のみの世帯とは、親（課税）に扶養されている大学生（非課税）の単身世帯や子（課税）に扶養されている両親世帯（非課税）のことになります。

はい

給付金非該当

いいえ

あなたの世帯の収入減少は新型コロナウイルス感染症の影響ですか？

はい

いいえ

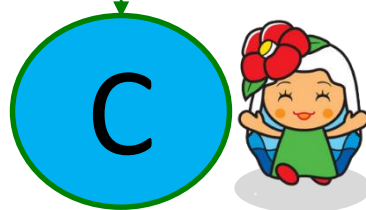
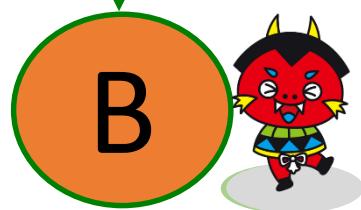
あなたの世帯の収入の種類は何ですか？

給付金非該当

給与

事業・不動産収入

給与・年金・事業収入（複合型）



右欄の非課税（相当）限度額早見表の見方

●世帯の人数

本人と配偶者（収入金額103万円以下の者）と扶養親族の合計数をいいます。
※青色専従者給与の支払いを受けている者及び事業専従者は配偶者に含めない。

例) 夫、妻ともに給与120万円（年収）の2人世帯
世帯の人数：1人に該当。（妻の収入金額120万円 \geq 103万円のため）

●ひとり親、障害者、未成年者、寡婦世帯の場合

ひとり親、障害者、未成年者、寡婦世帯欄の限度額との対比を優先します。ここで給付金の対象外になった場合は、世帯の人数欄の限度額との対比を行います。

A（給与のみの世帯）の場合

世帯の人数	家族構成例	非課税相当限度額
1	単身又は扶養親族がない場合	93.0万円
2	世帯主+扶養親族1人	137.8万円
3	夫婦+子1人	168.0万円
4	夫婦+子2人	209.7万円
5	夫婦+子3人	249.7万円
6	夫婦+子4人	289.7万円
申請者が申請日時点で障害者、寡婦、ひとり親の場合		204.3万円

例1) 夫：144万円
妻：専業主婦（夫の扶養者）
子供：1人（夫の扶養者）
→世帯の人数：3人
≤ 168.0万円（給付金該当）



例2) 母：207.6万円
子供：3人（母の扶養者）
→ひとり親世帯204.3万円より収入が大きい
ため給付金非該当だが・・・
世帯の人数：4人
≤ 209.7万円（給付金該当）



B（事業・不動産収入のみの世帯）の場合

世帯の人数	家族構成例	非課税限度額
1	単身又は扶養親族がない場合	38.0万円
2	世帯主+扶養親族1人	82.8万円
3	夫婦+子1人	110.8万円
4	夫婦+子2人	138.8万円
5	夫婦+子3人	166.8万円
6	夫婦+子4人	194.8万円
申請者が申請日時点で障害者、寡婦、ひとり親の場合		135.0万円

例1) 夫：所得100万円
（総収入180万円-経費80万円）
妻：専業主婦（夫の扶養者）
子供：1人（夫の扶養者）
→世帯の人数：3人
≤ 110.8万円（給付金該当）

例2) 夫：所得80万円
（総収入140万円-経費60万円）
妻：（事業専従者）
子供：1人（夫の扶養者）
→世帯の人数：2人
≤ 82.8万円（給付金該当）



C（給与・年金・事業収入等が複数ある世帯）の場合

世帯の人数	家族構成例	非課税限度額
1	単身又は扶養親族がない場合	38.0万円
2	世帯主+扶養親族1人	82.8万円
3	夫婦+子1人	110.8万円
4	夫婦+子2人	138.8万円
5	夫婦+子3人	166.8万円
6	夫婦+子4人	194.8万円
申請者が申請日時点で障害者、寡婦、ひとり親の場合		135.0万円

例1) 65歳の夫、妻の2人世帯
（扶養家族は0人）
→世帯の人数：1人
夫：①事業所得20万円
（総収入120万円-経費100万円）
②年金所得10万円
（総収入120万円-所得控除110万円）
①+②=30万円
≤ 38.0万円（給付金該当）
妻：給与所得29万円
（総収入84万円-所得控除55万円）
≤ 38.0万円（給付金該当）